

●香川県告示第385号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成20年9月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
香川郡直島町字立石3458の4及び3458の6
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 道路用地とするため